

地独人新小市病評委会第1号
平成25年1月10日

小山市長 大久保 寿夫 様

地方独立行政法人新小山市市民病院評価委員会
委員長 松 岡 淳 一

意見書

地方独立行政法人新小山市市民病院に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づく中期目標について、同条第3項の規定による地方独立行政法人新小山市市民病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見は、下記のとおりです。

記

地方独立行政法人新小山市市民病院中期目標（素案）について、評価委員会で慎重に審議しましたが、地方独立行政法人新小山市市民病院（以下「法人」という。）が達成すべき当該中期目標において規定する業務運営に関する目標は、概ね妥当なものと認めます。

ただし、評価委員会としましては、法人が地域の中核病院として住民に愛され信頼される病院を目指し、また、安定した経営を求められていることから、次の観点により素案の内容の一部を修正することが適当であると考えます。

- 1 法人が今後も引続き質の高い医療を提供していくために、優秀な医療スタッフの確保・育成を図ること。特に看護師の確保については、法人として最大限努力する必要があること。
- 2 法人は、地域医療機関との連携を強化し、患者紹介・逆紹介の促進を行うなど、地域医療支援病院を目指し、患者の確保に努めていくこと。
- 3 安定した経営に直結すると認められることから、事務経営部門の事務職員について、専門性をもった優秀な人材を法人固有の職員として計画的に採用していく必要があること。

なお、これらのことを踏まえ、評価委員会としての中期目標の修正案は別添のとおりです。

地方独立行政法人新小山市市民病院 中期目標（案）

前文

小山市市民病院は、一般急性期医療を担う地域の中核病院として地域住民に安全で質の高い医療を提供するとともに、地域の医療機関と連携しながら地域住民の生命と健康を守り続けてきた。

しかし、昨今の医療を取り巻く環境は厳しさを増し、医師や看護師不足に伴う収支の均衡悪化により、本病院の経営状況も極めて厳しい状況になっている。

こうした状況のもとで、公立病院としての使命と責任を果たし、地域において必要な医療を提供し続けるためには、自律性、機動性、柔軟性及び効率性を発揮できる組織の変革体制が必要と考え、地方独立行政法人新小山市市民病院を設立することとした。

地方独立行政法人移行後は、制度の特徴を生かした病院運営により、経営基盤の安定化を図るとともに、引続き急性期医療を担う地域の中核病院として、地域医療機関と連携し、今まで以上に安全で質の高い医療を提供し、住民の健康の維持及び増進に寄与することとし、ここに中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

平成25年4月1日から平成29年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービスの向上

(1) 急性期病院としての機能の充実

急性期医療を担う地域の中核病院としての機能を維持しつつ、患者動向、医療需要の変化及び新たな医療課題に適切に対応するため、高度で専門的な医療が提供できるよう各診療部門の充実及び見直しを図ること。

(2) 救急医療の取組み

二次救急医療機関としての役割を果たすため、地域の医療機関や消防等の関係機関との連携のもとに、より充実した救急医療体制を構築すること。

(3) 4 疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）への対応

住民の健康を守るうえで、4 疾病への対応は重要課題であり、地域の医療機関と連携、役割分担のうえ、高度で専門的な医療の提供体制を整備すること。

(4) 小児・周産期医療の充実

小児周産期医療提供体制の整備は、地域の重要課題であることから、産科スタッフの人員確保に努め、地域周産期医療機関としての医療機能を整備し、安心して子供を産みかつ育てられるよう、医療の提供体制を確保すること。

(5) 災害時等における対応

小山市及び周辺地域の地震、風水害等災害時においては、災害拠点病院を補完する医療機関としての役割を果たすとともに、感染症等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、また発生しようとしている場合には、小山市長の求めに応じ、小山市、関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を取ること。

(6) 健診機能の充実

疾病予防はもとより、生活習慣病に対する早期発見、早期治療を推進するため、現在の健診体制を拡充し、予防医療の充実に努めること。

(7) 保健・介護・福祉との連携

住民の健康を増進するため、小山市と協力し、健康講座の開催その他予防医療についての住民啓発を推進すること。さらに、小山市や民間の介護・福祉機関との連携を充実することにより、退院後の患者の在宅や施設生活での安定を図ること。

2 医療提供体制の整備

(1) 優秀な医療スタッフの確保

医療提供体制の安定化を図り、医療水準を向上させるため、優秀な

医師、看護師、医療技術職員等の安定的な確保に努めること。特に、地域の周産期医療提供体制の現状を考え、産科医師の早期確保に努めること。

また、地域の看護学校その他これに類する施設等から実習その他の要請があったときは、これらに積極的に協力するとともに必要な措置を講じるよう努めること。

(2) 医療職等の専門性・医療技術の向上

医師、看護師、医療技術職員等の専門性や医療技術を向上させるため、教育研修制度などを充実すること。また、専門資格取得や研究等に対する支援制度を充実すること。

3 患者・住民サービスの向上

(1) 患者中心の医療

常に患者の視点に立ち、患者の権利を尊重した患者中心の医療を実践し、インフォームド・コンセント（患者自らが受ける医療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるように、患者へのわかりやすい説明を行った上で、同意を得ること。）を徹底すること。

(2) 利便性及び快適性の向上

外来診療の待ち時間、検査・手術待ちの改善等に取り組み、患者の利便性向上に努めること。また、患者や来院者により快適な環境を提供するため、利便性やプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に取り組むこと。

(3) 患者満足度の向上

職員全員が患者のニーズを的確にとらえ、患者サービスを向上させることにより、患者満足度を向上させること。

(4) 職員の接遇向上

患者サービス、患者満足度の向上を図るため、職員一人ひとりが接遇の重要性を認識し、接遇の向上に努めること。

(5) ボランティア制度の活用

ボランティア制度の活用を図り、ボランティアを行うものと連携し、住民や患者の視点に立ったサービスの向上に努めること。

4 地域医療連携の強化

(1) 地域医療機関との連携

地域の中核病院としての役割を果たすため、地域の医療機関との機能分担と連携を強化し、病病連携・病診連携を推進すること。

また、医師会等と協力し、紹介された患者の受入と患者に適した医療機関への逆紹介を進めることにより、紹介率及び逆紹介率の向上を図り、地域医療支援病院の承認を受けること。

(2) 地域医療への貢献

地域の医療機関等の医療従事者を対象とした研修会や合同症例検討会等を開催するなど、地域医療の水準向上及び医療機関間の連携体制の強化を図ること。

(3) 積極的な情報発信

市民病院の診療内容や地域医療機関との連携などについて、ホームページや病院広報などを活用し、住民や患者、地域の医療機関に対してわかりやすい情報の提供に努めるとともに、積極的な啓発活動を行うこと。

5 信頼性の確保

(1) 医療安全対策等の徹底

住民及び患者に信頼される質の高い医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療事故につながる恐れのある事象や医療事故の情報収集と分析を行い、医療事故の予防及び再発防止に取り組むなど医療安全対策を徹底すること。

(2) 外部評価の活用

医療機関としての機能を、専門的かつ学術的に第三者の観点から評価する病院機能評価等の外部評価を活用することにより、常に業務改善に取り組み、医療機能の充実、向上を図ること。

(3) 法令・行動規範の遵守

市民病院として公的な使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより適正な業務運営を行うこと。

特に、すべての職員に個人情報を保護することの重要性を認識させ、その管理を徹底させること。

(4) 情報の開示

カルテ（診療録）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示に関しては、本市の関係条例等を例として適切に対応すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 業務運営体制の構築

(1) 組織と運営管理体制の確立

地方独立行政法人として自律性、機動性、柔軟性及び効率性の高い病院運営を行えるよう、組織体制を整備するとともに、中期目標、中期計画及び年度計画を着実に達成できる運営管理体制を構築すること。

(2) 事務経営部門の強化

経営企画機能を強化するとともに、経営効率の高い業務執行体制を構築すること。また、より戦略的な病院経営を行う上で必要となる医療経営、医療事務に係る専門知識を有する人材の確保や育成に努めること。

(3) 事務経営部門職員の計画的採用

地方独立行政法人移行時の業務への支障を防ぐ観点から、3年を限度として市職員を派遣することとするが、医療に関する専門的知識と経営感覚を持った人材の確保と育成が必要であることから、法人固有の事務職員を計画的に採用するなど必要な措置を講じること。

2 魅力ある病院づくり

(1) 意欲を引き出す人事給与制度の構築

職員の業績、職務能力、職責等を適正に評価し、職員の意欲を引き出す人事給与制度を構築すること。

(2) 職員満足度の向上

職員の意見が反映される仕組みを構築するなど、病院で働くすべ

ての職員のやりがいと満足度の向上に努めること。

また、診療周辺業務の負担を軽減するため、各職種の業務を明確にし、適切な役割分担を図ること。

(3) 働きやすい職場環境の整備

職員のワークライフバランスや職場の安全確保、コミュニケーションの活性化などを通じて、職場環境の改善を図り、働きやすい病院づくりに努めること。

また、院内保育の整備や短時間勤務制度の充実など、育児と仕事の両立を支援し、安心して働ける仕組みを整備すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の強化

質の高い医療を安定して提供するため、自立した経営基盤を確立し、中期目標期間内における累計の経常収支比率100%以上を達成するよう努めること。また、小山市からの運営費負担金の交付のもと、公的病院としての使命を果たすこと。

2 収益の確保と費用の節減

(1) 収益の確保

診療報酬の改定や健康保険法等の改正に的確に対処するとともに、患者数の増加や診療単価の向上をはじめ、診療報酬の請求漏れや査定減の防止、未収金の防止対策と早期回収に努めるなど、収益を確保すること。

(2) 費用の節減

医薬品、診療材料、消耗品等の購入方法や契約形態の見直しなど、事業運営に係るあらゆる支出を点検し、その節減に努めること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

新病院建設に向けた取組み

新市民病院建設事業を承継し、平成27年度第4四半期の開院を目指し確実に当該事業を進めていくこと。